

今までに一度も婚姻届を提出したことがない児童扶養手当受給者の方へ

婚姻歴のない児童扶養手当受給者の方に、

給付金が支給されます

給付金の対象となる方

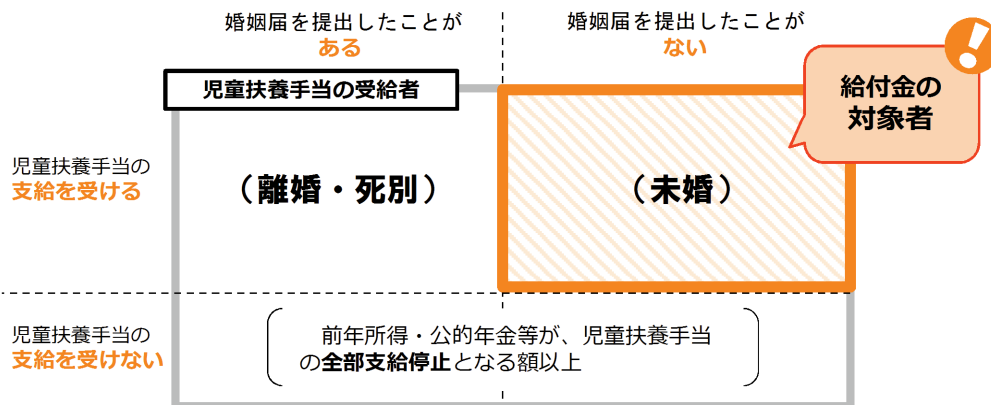
次のすべての条件に該当する必要があります

- ①令和元年11月分の児童扶養手当（全部又は一部）の支給を受ける父又は母
- ②令和元年10月31日までに、一度も婚姻届を提出したことがない方
- ③令和元年10月31日時点において、事実婚をしていない方又は事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※基準日は令和元年10月31日です

この給付金は、児童扶養手当を受給している方全員が対象ではありません。

〈支給対象者 イメージ〉



支給額等

支給額 17,500円 (1回限り)

振込先 児童扶養手当の振込先として指定している口座

振込予定日

1回目	令和2年1月10日 (令和元年10月31日受付分まで)
2回目	令和2年2月10日 (令和元年11月1日から12月27日受付分まで)
3回目	令和2年3月24日 (令和2年1月6日から1月31日受付分まで)

申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 申請者の戸籍謄本 (原本)
※発行日から1か月以内のもの
※外国籍の方は不要です
※支給要件に該当しない場合であっても、戸籍の取得に要した手数料は返金できません

申請期間・申請先

申請期間 令和元年8月1日 から 令和2年1月31日

申請先 お住まいの区役所児童家庭課
地区健康福祉ステーション
※郵送での申請も可

裏面も必ず確認してください

Q & A

Q 基準日（令和元年10月31日）の翌日以降に婚姻等により児童扶養手当の資格を喪失した場合はどうなりますか。

A 基準日において給付金の要件に該当している場合は、基準日の翌日以降に婚姻等により、児童扶養手当の資格を喪失した場合であっても、給付金の対象となります。

Q 給付金の申請後に他の自治体に引越しをした場合はどうすればよいですか。

A 令和元年11月分の児童扶養手当を支給する自治体が給付金の申請先になるため、取下げの手続きが必要になります。

10月31日までに川崎市に申請をしている方が、申請日以降10月31日以前に転出した場合、転出先の自治体に改めて申請が必要です。（市内転居の場合は、手続きは不要です。）

11月1日以降に転出される方は、川崎市から給付金を支給します。

Q 現在、未婚で出産した子を育てていますが、過去に婚姻届を提出したことがあります。この場合、給付金の対象になりますか。

A 今回の給付金は基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻届を提出したことがない方を対象としていますので、過去に婚姻届を提出したことがある場合は給付金の対象にはなりません。

Q 申請方法を教えてください。

A 必要書類を揃えてお住まいの区役所児童家庭課、各地区健康福祉ステーションで申請してください。窓口申請、郵送申請が可能です。郵送申請の場合、令和2年1月31日必着となります。

Q 申請をした後、現況届の判定の結果11月分の児童扶養手当が全部支給停止（0円）となった場合はどうなりますか。

A 給付金の対象ではなくなるため、下記窓口で取下げの手続きが必要になります。窓口にお問い合わせください。

Q 自分がこの給付金の対象となるかわかりません

A 現況届の提出の際に窓口の職員にお問い合わせください。なお、7月以降に認定請求をした方を除き、現況届を提出しないと令和元年11月分以降の児童扶養手当の支給を受けることができないため、現況届を提出していない方は給付金の対象とはなりません。

問い合わせ・申請先

〒210-8570

川崎市東田町8番地

川崎市役所 地域みまもり支援センター 児童家庭課

電話 044-201-3219

これはサンプルです。

お住まいの各区役所児童家庭課、各地区健康福祉ステーションにお問い合わせください。